明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令（環境一四）　一

〔規　則〕
○人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則（人事院九―一七―一四八）　一

〔告　示〕
○駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定した件（国家公安委二三）　二
○普通自転車の型式認定番号を指定した件（同二四）　二
○地方税法附則第五十一条第四項に規定する居住困難区域の指定を解除する件（総務二五一）　三
○除籍が滅失した件（法務三〇五）　三
○日本国に帰化を許可する件（同三〇六）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一三〇六）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八一一、八一二）　六
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（同八一三）　七
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定める件（東北地方整備局一五二、一五三）　七
○道路に関する件
（中国地方整備局七七、七八）　七
○筑後川水系筑後川、早津江川、広川、庄手川、玖珠川、佐賀江川、城原川、田手川、宝満川、巨瀬川、小石原川、佐田川、隈上川及び花月川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（九州地方整備局九七）　七
○川内川水系川内川、隈之城川、長江川及び羽月川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めた件（同九八）　七

〔国会事項〕
国家試験
平成二十八年航空工場検査員国家試験（経済産業省）　九
平成二十八年度臭気判定士試験及び嗅覚検査における受験申請書の提出先変更について（環境省）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、国営土地改良事業の工事完了、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　九
会社その他
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　九
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

省　令

○環境省令第十四号

悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第十三条第二項の規定に基づき、悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十日

環境大臣　大塚　珠代

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

悪臭防止法第十三条第二項に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

表主たる事務所の所在地の欄中「東京都新宿区西新宿四丁目二番十八号」を「東京都新宿区高田馬場二丁目十四番二号」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年六月十日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―一七―一四八

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

別表第一の七の表サイバーセキュリティ研究・研修センターの項中「サイバーセキュリティ研究・研修センター」を「サイバーセキュリティ対策研究・研修センター」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則九―一七の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。